平成２５年（フ）第７８５号
埼玉県上尾市大字原市4267番地１、住民票上の住所埼玉県上尾市栄町13番11号　アネシスＢ―102
債務者　本田　　肇
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８６号
埼玉県桶川市大字坂田121番地の５
債務者　高橋千枝子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９２号
埼玉県志木市本町５丁目16番25―503号
債務者　岡本　浩美
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０９号
埼玉県新座市西堀１丁目11番43号　メゾンルーラル105号室
債務者　松田　浩樹
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２６号
埼玉県川口市前川町４丁目295番地の１　リバーサイド前川Ａ201、旧住所埼玉県川口市前川町４丁目110番地の６
債務者　三浦　弓子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２９号
埼玉県朝霞市栄町２丁目12番26号　２Ｆ
債務者　鈴木加代子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４３号
埼玉県蓮田市大字黒浜1064番地13
債務者　磯田　洋子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６１号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｆ―1008
債務者　安類　晃一
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
千葉県館山市大賀813番地
債務者　石井　則武
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２９９号
高知市鴨部846番地10　高本方
債務者　児玉　久子
１　決定年月日時　平成25年11月29日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１１号
群馬県前橋市下細井町415番地３
債務者　松田　晋也
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８０号
埼玉県桶川市若宮２丁目13番12号　サンライズ若宮202号
債務者　前田　淳一
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１４号
埼玉県戸田市中町１丁目８番地の９　永井コーポ102号室
債務者　亀田　千賀
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６８号
さいたま市大宮区三橋４丁目61番地３　上山コーポ101
債務者　木村　武雄
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８７号
埼玉県和光市白子１丁目２番43号　大谷マンション205
債務者　藤松　正昭
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８８号
埼玉県北本市西高尾８丁目73番地
債務者　毛塚　利恵
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０２号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地５―２―505
債務者　喜多見　実
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０８号
埼玉県加須市南大桑690番地３　加須南大桑団地105号室
債務者　加古　健一
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係